

平成 30 年度第 3 回富山県手話施策推進協議会の主な意見

日時：平成 31 年 1 月 17 日（木）午後 2 時～午後 3 時 30 分

場所：富山県庁本館 4 階大会議室

議題：（１）第 4 次富山県障害者計画における手話の普及等に関する施策（素案）について
（２）その他

○第 4 次富山県障害者計画における手話の普及等に関する施策（素案）について

- ・第 4 条（県の責務）に関して、「手話の普及等について、市町村、関係機関及び関係団体、聴覚障害者、手話通訳者等と連携し、協力して取り組みます。」とあるが、県の役割として、例えば技術的支援や財政的支援について盛り込んでどうか。
- ・第 4 条（県の責務）に関して、「言語としての手話に対する県民の理解やその普及、手話を使用しやすい環境整備に努めます。」とあるが、「言語としての手話に対する」の部分が少し弱く感じるため、条例第 1 条にあるように、「手話が言語であることの認識に基づいて」と修正してはどうか。
- ・第 9 条第 1 項（手話による情報発信等）に関して、「知事のタウンミーティングにおいて、手話通訳者を設置します。」とあるが、「設置」ではなく、「配置」が適切ではないか。
- ・第 11 条（手話通訳者の確保、養成等）に関して、「手話通訳者の健康維持に関して調査・研究を進めるなど、安心して働き続けられる環境整備に努めます。」とあるが、手話通訳者の負担軽減ということについても盛り込んでどうか。
- ・第 13 条（手話を学ぶ機会の確保等）に関して、「手話の普及活動を行う団体等へ支援をすることなどにより、県民が手話を学ぶ機会の確保等を図ります。」とあるが、このような受け身の施策だけでなく、県として積極的に施策に取り組むという観点も盛り込むべきでないか。
- ・第 14 条（学校における手話の普及）に関して、「幼・小・中・高等学校等の学校において、手話に対する理解を深めるよう努めます。」とあるが、大学や専門学校についても盛り込んでいただきたい。
- ・第 14 条（学校における手話の普及）に関して、小中学校における手話の普及はどのようにして行うのか。

○その他

- ・新たな障害者計画の冊子を作成する際、巻末に富山県手話言語条例の本文を掲載してはどうか。
- ・地域における手話の普及活動等の現状について、県と県聴覚障害者協会、手話サークル等が協力して把握し、今後の手話普及活動等の体制づくりに活かしてはどうか。
- ・消防や救急、警察の職員を対象に手話講習会を開催してはどうか。
- ・情報・コミュニケーションに関する条例についても議論していく必要があるのではないか。